

2 稼働年齢者の総点検

策 定	昭和 62 年 1 月 31 日
一部改定	平成 5 年 4 月 1 日
一部改定	平成 11 年 4 月 1 日
一部改定	平成 16 年 4 月 1 日

1 目的

各年度当初において、保護受給中の稼働年齢者の能力活用状況等の実態を把握のうえ適切な評価を行なうことにより、地区担当員と保護係長が各年度における指導対象世帯(能力不活用者が含まれる世帯)の取組世帯を明確にすることにより、組織的な自立指導の徹底を図るもの。

2 対象

毎年度当初又は、5月1日現在における18歳から64歳までの被保護者全てとする。

3 点検事項

稼働年齢者の能力活用状況の点検

4 実施方法

(1) 対象者の抽出

別紙1「稼働年齢者能力活用状況点検表」(以下、「点検表」という。)を電算により出力し、対象者を抽出する。

(2) 対象者ごとの就労阻害要因等の状況把握

対象者ごとに、就労阻害要因(傷病、障害、育児及び介護等)と稼働能力の活用状況等を確認のうえ、点検表に必要事項を記入する。(別紙「記入要領」を参照)

なお、就労阻害要因等が十分把握できていない場合は、速やかに主治医訪問による病状把握等、必要な調査を実施する。

また、稼働能力の活用状況について、就労収入額は電算により出力されるが、就労内容、就労日数及び時間等の状況も確認しておく。

(3) 稼働能力活用に対する評価

(2)により当該対象者の就労阻害要因の把握と稼働能力の活用状況を的確に行なったうえ、対象者ごとに、別紙2「稼働能力活用の評価の目安」を参考に能力活用状況に対する適切な評価を行い、この結果を点検表の右欄「稼働能力の評価ABC」に記入する。

なお、評価の判断に悩む場合においては、保護係長と地区担当員との個別協議等により決定する。

(4) 指導援助

上記結果、能力活用状況が不十分と認められた者については、適切な処遇方針を樹立のうえ必要な指導援助を行う。

なお、個々の世帯員の処遇等に関しては、生活実態等を十分勘案し、形式的・画一的な扱いにならないよう留意する。

また、「C評価」となった者がいる世帯については、原則として、「自立助長推進世帯」に選定して重点的な指導援助を行う。

5 その他

- (1) 当事業は、年度当初における保護係長による地区担当員との個別ヒアリングの基礎資料と位置づけて実施する。
- (2) 保護係長は、地区担当員ごとの評価結果について、その妥当性を検証のうえ必要な助言指導を行う。
- (3) 原則として、4半期毎(年度当初、6月末、9月末、12月末、翌年度末)に点検のうえ各福祉事務所で係別に集計し、取組状況の分析等を行う。
- (4) 年度途中に生活保護開始となった世帯についても、必要に応じ、対象に追加する。

6 報告

年度当初における能力活用評価の状況を(別紙3)により集計のうえ、保健福祉局生活福祉部地域福祉課長に報告する。